

## 津幡町広告入り物品等の寄附に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町長に対して、広告入り物品等（以下「物品等」という。）の寄附の申出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 物品等に広告を掲載できる範囲等は、津幡町有料広告掲載要綱（平成24年津幡町告示第3号）及び津幡町有料広告掲載基準（平成24年津幡町訓令第2号）の規定を適用する。

(広告を掲載する物品等の仕様等)

第3条 広告を掲載する物品等の種類、規格、数量、掲載位置及び使用期間等については、町長が募集時に定める。

(寄附希望者の募集)

第4条 物品等の寄附を希望する者（以下「寄附希望者」という。）の募集は、広報つばた及び町ホームページ等により行うものとする。

(寄附の申込み)

第5条 寄附希望者は、広告入り物品等寄附採納申込書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 広告原稿
- (2) 資格免許証、諸証明書、その他広告掲載希望者を確認できる書類

(寄附採納者の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、津幡町有料広告掲載要綱及び津幡町有料広告掲載基準の規定に基づき審査を行い、寄附採納の可否を決定するものとする。

2 町長は、寄附希望者の数が複数あるときは、次に定める順位により決定する。この場合において、最高の順位に寄附希望者が複数あるときは、抽選により決定するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 私企業のうち、町内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

2 寄附採納の可否について疑義が生じた場合は、津幡町有料広告掲載要綱第9条の規定に基づき、津幡町広告審査委員会を開催するものとする。

3 町長は、寄附採納の可否について決定を行ったときは、その結果及び条件等について広告

入り物品等寄附採納決定通知書（様式第2号）又は広告入り物品等寄附採納不受理決定通知書（様式第3号）により、その旨を寄附希望者に通知するものとする。

（物品等の作製）

第7条 寄附採納の決定を受けた者（以下「寄附決定者」という。）は、広告の内容、色及び形状等の仕様について事前に町長と協議し、町長の承諾を受けた後に物品等を作製しなければならない。

2 寄附決定者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、町が広告主であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

（広告内容等の変更）

第8条 寄附決定者は、自己の都合により町への物品等の寄附を取り下げることができるものとする。

2 寄附決定者は、前項の規定により寄附を取り下げるときは、1月前までに書面により町長に申し出なければならない。

（経費の負担）

第9条 物品等の作製に要する費用は、すべて寄附決定者の負担とする。

（疑義等の決定）

第10条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町及び寄附希望者又は寄附決定者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

津幡町広告入り物品等寄附採納申込書

年 月 日

（あて先）津幡町長

寄附申込者  
住所（事業所所在地）  
氏名（事業者名）  
電話番号

津幡町広告入り物品等の寄附に関する取扱要綱第5条の規定に基づき、次のとおり寄附を申し込みます。

物品名・数量	
広告の内容	別紙のとおり（印刷物及びデータ）
申込者の業種及び業務内容	
申込者連絡先	担当者名
	電話番号
	FAX番号
	e-mail
承諾事項	<p>(1) 津幡町有料広告掲載要綱、津幡町有料広告掲載基準及び津幡町広告入り物品等の寄附に関する取扱要綱を遵守することを誓約します。</p> <p>(2) 寄附採納の審査において、津幡町が申請者の町税滞納の有無に係る調査を行うことに同意します。※1</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>印</p>
備考	※2

※1 町税滞納の有無に係る調査については、広告主が町内に事業所等を有するものに限りま  
す。氏名及び印鑑については、委任代理人（印鑑を含む。）は認められませんのでご注意  
ください。

※2 他の自治体で物品等の寄附を行なったことがある場合は、備考欄に自治体名及び物品名  
を記入してください。

様式第2号（第6条関係）

文書番号

年 月 日

様

津幡町長

印

広告入り物品等寄附採納決定通知書

年 月 日付で申込みのありました広告入り物品等の寄附について、下記のとおり受理することを決定いたしましたのでお知らせします。

記

1 品名・数量

2 その他

広告の取扱いについては、津幡町有料広告掲載要綱、津幡町有料広告掲載基準及び津幡町  
広告入り物品等の寄附に関する取扱要綱を遵守願います。

様

津幡町長

印

広告入り物品等寄附採納不受理決定通知書

年 月 日付で申し込みのありました広告入り物品等の寄附について、下記の理由により受理できないことに決定いたしましたのでお知らせします。

記

不受理の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に津幡町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、津幡町を被告として（津幡町長が、被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。